

規 則

埼玉県教育局等文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第九号

埼玉県教育局等文書管理規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局等文書管理規則（平成十三年埼玉県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三種文書等（保存期間が五年の文書等）の項中十を十二とし、九を十一とし、八の次に次のように加える。

9 勤務整理簿、旅行命令簿、年次休暇簿等

10 復命書

別表第四種文書等（保存期間が三年の文書等）の項中一及び二を削り、三を一とし、四から八までを二から六までとする。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に職員が作成し、又は取得した勤務整理簿、旅行命令簿、年次休暇簿等及び復命書の保存期間については、なお従前の例による。